

【お願い】

1 医療機関へ入院中の方へ

- ・ 退院の見通しが立ってから要介護認定の申請をしてください。
- ・ 退院予定日が決まっている方は、認定調査員による認定調査をご自宅で実施します。退院予定日を申請窓口でお伝えください。
- ・ 退院後直ちに施設入所を希望する方は、その旨を申請窓口でお伝えください。

2 当面サービス等を利用する予定のない方へ

- ・ 今後、サービスの利用が必要となった時点で申請してください。

3 サービスを利用されている方へ

- ・ 有効期間の終了までに介護認定申請書の提出がない場合、介護サービスを受けられない期間が生じますのでご注意ください。（認定有効期間が終了した後であっても、新規申請をして認定されると、申請された日から利用したサービスに介護保険が適用できます。お住まいの地域包括支援センターやケアマネジャー等にご相談ください。）

4 郵送での受付について

- ・ 申請は郵送でも受付可能です。もとす広域連合に届いた日が申請日となります。必ず介護保険被保険者証（原本）を同封してください。

郵送先 〒501-0466 本巣市下真桑 1000 番地 もとす広域連合 介護保険課 認定係

【申請受付窓口】

瑞穂市

本庁：地域福祉高齢課
巢南庁舎：市民窓口課

本巣市

本庁：長寿支援課
根尾分庁舎：地域調整課

北方町

福祉子ども課

もとす広域連合
介護保険課